

事務連絡
令和3年11月12日

各社会福祉施設等設置者様

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課
生きがい推進局子育て支援課
障がい福祉課
長寿介護課

令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧に係る融資について

このことについて、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、お知らせします。

事 務 連 絡

令和 3 年 10 月 21 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和 3 年 8 月 7 日から同月 23 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
により被害を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する社会福祉施設等が被害を受けた場合には、当該社会福祉施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

社会福祉施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであり、今回の令和 3 年 8 月 7 日から同月 23 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた社会福祉施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた社会福祉施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対して周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による 災害に係る特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

1. 設置・整備資金

(令和3年10月21日現在)

	災害復旧資金		本災害による特例措置
融資率	90%		100%
貸付利率	無利子		無利子
償還期間 (据置期間)	最長30年 (最長3年)		最長39年(※) (最長3年)
無担保貸付	500万円まで		3,000万円まで
融資限度額	担保評価額の70%		担保評価額を上限

(※) 被災以前から社会福祉施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、社会福祉施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 経営資金

(令和3年10月21日現在)

	災害復旧資金		本災害による特例措置
融資率	90%		100%
貸付利率	基準金利同率 (R3.9.〇現在 0.20%)		【当初3年間】無利子 【4年目以降】基準金利同率
償還期間 (据置期間)	最長10年 (最長1年)		最長15年 (最長3年)
無担保貸付	500万円まで		2,000万円まで
融資限度額	担保評価額の90%		担保評価額を上限

3. その他

(独)福祉医療機構の福祉貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)